

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	株式会社銚子丸			コード	3075		
提出日	2024/7/4	異動（予定）日		2024/8/8			
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため。						
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）							

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし	
1	柴野 智政	社外取締役	○													○	有
2	永井 俊秀	社外取締役	○													○	有
3	登 三樹夫	社外取締役	○													○	有
4	栗谷 しのぶ	社外取締役	○													○	有
5	大塚 万紀子	社外取締役	○											○			有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当事項なし	柴野智政氏は、コンサルティング会社において、消費財・流通関連分野を中心に経営戦略の立案、実行、支援、新規事業立ち上げ等のプロジェクトを経験した後、外食事業の起業や企業経営の実績があり、豊富な知識と経験を有していることから、社外取締役といたしました。同氏は、独立役員の属性情報の各項目に該当しておらず、また当社が定める独立性判断基準に抵触しないことから、当社経営陣に対して独立性を有していると判断し、独立役員に指定いたします。
2	該当事項なし	永井俊秀氏は、長年行政に携わった豊富な経験と知識を有しており、これを活かして当社の経営状況を監督し、監査していただくことの有用性に鑑み、社外取締役といたしました。同氏は、独立役員の属性情報の各項目に該当しておらず、また当社が定める独立性判断基準に抵触しないことから、当社経営陣に対して独立性を有していると判断し、独立役員に指定いたします。
3	該当事項なし	登三樹夫氏は、公認会計士と税理士であり、監査・会計及び税務の専門家としての見地から当社の経営状況を監督し、監査していただくことの有用性を鑑み、社外取締役といたしました。同氏は、独立役員の属性情報の各項目に該当しておらず、また当社が定める独立性判断基準に抵触しないことから、当社経営陣に対して独立性を有していると判断し、独立役員に指定いたします。
4	該当事項なし	栗谷しのぶ氏は、3人のお子様をもつ弁護士であり、子育てと企業法務の専門家としての豊富な経験と知識を有するほか、食品安全管理や産業技術等に携わった経験と知識も有していることから、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的かつ多角的視点で、独立性をもって当社の経営状況を監督し、監査していただくことの有用性に鑑み、社外取締役といたしました。同氏は、独立役員の属性情報の各項目に該当しておらず、また当社が定める独立性判断基準に抵触しないことから、当社経営陣に対して独立性を有していると判断し、独立役員に指定いたします。
5	大塚万紀子氏は、株式会社ワーク・ライフバランスの取締役であります。当社は、同社とコンサルティング契約を締結しておりますが、直近事業年度における当社の売上高に対する当該取引金額の割合は0.1%未満であります。	大塚万紀子氏は、コンサルティング会社において、働き方改革・ワークライフバランス関連分野に関する豊富な経験と知識を有し、政府地公体等の各種会議における有識者委員等を歴任している実績があり、ワークライフバランスと働き方改革の専門家としての見地から当社の経営状況を監督し、監査していただくことの有用性を鑑み、社外取締役といたしました。同氏は、独立役員の属性情報の各項目に該当しておらず、また当社が定める独立性判断基準に抵触しないことから、当社経営陣に対して独立性を有していると判断し、独立役員に指定いたします。

## 4. 補足説明

当社が定める「社外取締役の独立性に係る基準」は、当社ウェブサイト ([https://ssl4.eir-parts.net/doc/3075/ir\\_material5/97528/00.pdf](https://ssl4.eir-parts.net/doc/3075/ir_material5/97528/00.pdf)) に掲載しております。

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。  
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。